

令和8年度 中小企業向けインバウンド受入推進事業 補助金交付要領

【事業実施主体】

公益社団法人びわこビジターズビューロー（以下、ビューロー）

【書類の提出方法】

■「補助金交付申請書」「補助金変更（中止）承認申請書」の提出 補助事業着手前に提出する必要があります。

○郵送（簡易書留郵便）もしくはE-MAIL

○提出期間

令和8年4月1日（水）～令和9年2月19日（金）

※令和9年2月19日（金）必着

※交付決定前に生じた経費は如何なる場合も、補助対象となりません。

※当該年度予算に申請額が達し次第、予告なく事業を中止する場合があります。

※要件を充足した交付申請から受理し交付決定するため、申請内容に不備等がある場合、申請着順に前後して交付決定する場合があります。

■「実績報告書兼補助金交付請求書」の提出

補助事業終了後14日以内に提出する必要があります。

○郵送（簡易書留郵便）もしくはE-MAIL

○最終提出期限

※令和9年3月5日（金）必着

■問合せ・書類提出先

〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階

公益社団法人びわこビジターズビューロー海外誘客部 担当：山元

TEL 077-511-1535 E-MAIL ukeirekankyo@biwako-visitors.jp

[土日祝除く9時から17時まで]

※申請期間を過ぎて提出された場合は受付できません。時間に余裕をもって申請してください。

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症によって消失したインバウンドが回復しつつある中、県内のインバウンドはまだ回復途上の段階にある。インバウンドの回復を促進するためには、県内のインバウンド受入に対する機運醸成、各事業者の受入体制強化が必要となる。

そのため、インバウンドの受入機運を高めるとともに、受入に積極的な事業者に対する支援を行うことで、本県のインバウンド受入体制を強化することを目的とする。

(2) 補助対象者

下記①および②かつ、下記③または④のいずれかに該当する者、または⑤に該当する者

- ①ビューローまたは県内観光協会等（※別記1参照）の会員事業者
- ②中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者または商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に規定される小規模事業者
- ③旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた旅館・ホテル・簡易宿所を県内に有する者
- ④県内に事務所または事業所（観光施設等）を有し、観光事業を営む者
- ⑤会長が別途認める者

※詳細は令和8年度中小企業向けインバウンド向け受入推進事業補助金交付要綱第3条に記載のとおり。

※滋賀県補助金等交付規則第4条第2項に該当する者（暴力団等）は申請できません。

(3) 補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費
①多言語案内整備	デザイン費、印刷製本費、写真・動画撮影費、動画編集費、HP改修費、翻訳費等
②インバウンド人材育成	会場借損料、講師謝金、講師招請旅費、学習教材購入費等
③多言語翻訳機器整備	翻訳機購入費、スポットWi-Fi整備費（翻訳機の利用に不可欠と事務局が判断する場合のみ対象）等
④キャッシュレス決済端末導入整備	キャッシュレス決済端末機購入費、スポットWi-Fi整備費（キャッシュレス決済端末機の利用に不可欠と事務局が判断する場合のみ対象）等
⑤免税環境整備	パスポートリーダー等端末機購入費、免税専用レジ設置費等

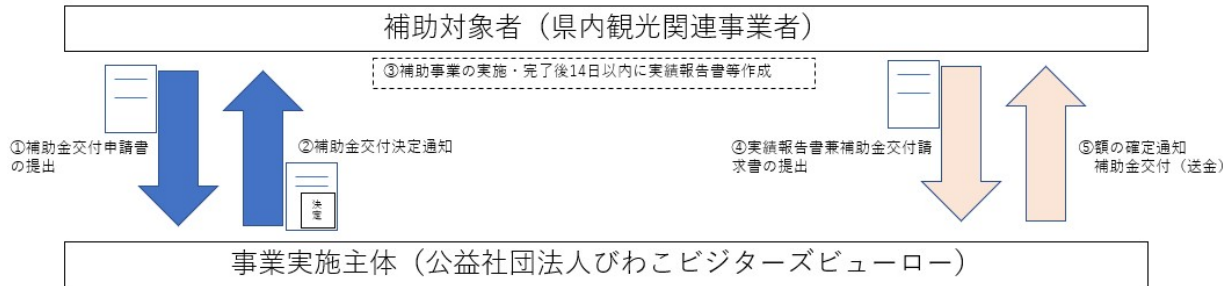
※上記補助対象経費の他、県ならびにビューローが補助対象経費と認める経費

(4) 補助率・補助上限額

	根拠法	補助対象事業	補助率
中小企業者	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に規定される中小企業者	(3) のとおり	<u>1/2</u>
小規模事業者	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)に規定される小規模事業者	(3) のとおり	<u>2/3</u>

※補助金額は、1者あたり25万円を上限とします。

(5) 手続きの流れ



(6) 申請等について

① 書類・提出方法・期間等について

	補助事業実施前	補助事業変更・中止時	補助事業実施終了後 14日以内
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書 (様式第1号) 上記書類に記載のある必要添付書類 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金変更 (中止) 承認申請書 (様式第2号) 上記書類に記載のある必要添付書類 	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書兼補助金交付請求書 (様式第3号) 上記書類に記載する必要添付書類
提出方法	郵送 (簡易書留郵便) もしくはE-MAIL	郵送 (簡易書留郵便) もしくはE-MAIL	郵送 (簡易書留郵便) もしくはE-MAIL
提出期間	<p>事業着手前に必ず提出</p> <p>令和8年4月1日 (水) ~ 令和9年2月19日 (金)</p> <p>※令和9年2月19日 (金) 必着</p>	左記同様	<p>事業終了後14日以内に必ず提出</p> <p>※令和9年3月5日 (金) 必着</p>
提出後の対応	<p>・ビューローが審査し、滋賀県観光政策局とも協議の上、交付決定を行います。</p> <p>※<u>予算都合や申請内容によっては、申請を受付できないことがあります。</u></p> <p>※記載内容に不備等がある場合、修正を依頼することがあります。</p>	左記同様	<p>・実績報告兼交付請求を受けた日から、30日以内にビューローが補助金の額の確定を行い、通知するとともに、補助金交付に向けた手続きを行います。</p> <p>※記載内容に不備等がある場合、修正を依頼することがあります。</p>
補助金交付時期	—	—	・実績報告兼交付請求を受けた翌々月末を目途

② 変更ならびに中止承認申請について

交付決定後に、事業内容を変更する場合や中止する場合については、予めビューローに補助金変更 (中止) 承認申請書 (様式第2号) および必要書類を添付の上、提出してください。

③ 重複申請について

同一事業により国や県、市町等の他の補助金の交付を受けている事業は、対象外とします。

(7) 補助対象者の義務

以下のことに注意してください。

- ① 補助金交付決定以前に発生した経費は如何なる場合であっても、補助対象となりませんので、必ず補助金交付決定通知を受けてから、補助事業に着手してください。
- ② 補助金交付申請した補助事業の内容に変更が生じる場合や補助事業を中止せざるを得ない場合には、予め必ず変更（中止）承認申請書をビューローに提出し、承認を受けてください。
- ③ 補助事業終了後14日以内に実績報告書兼補助金交付請求書をビューローに提出してください。
- ④ 経理等の証拠書類は整理し、補助事業終了後も必ず5年間保存してください。

(8) その他

- ① 補助金の事務において、疑義が生じた場合には追加で資料の提出を求める場合があります。
- ② 当要領や関係規程に定める規定に違反する行為がなされた場合や、記載事項および関係書類において虚偽が判明した場合は、補助金を速やかに返還するよう求める場合があります。
- ③ 補助対象者であることや補助対象事業の実施状況等について、現地において確認する場合があります。
- ④ 要件を充足した交付申請から受理し交付決定するため、申請内容に不備等がある場合、申請着順に前後して交付決定する場合があります。

(別記1)

市町観光協会等

- ・ (公社) びわ湖大津観光協会※
- ・ (一社) 草津市観光物産協会
- ・ (一社) 栗東市観光協会
- ・ 守山市観光物産協会
- ・ 野洲市観光物産協会
- ・ (一社) 湖南市観光協会
- ・ (一社) 甲賀市観光まちづくり協会
- ・ 信楽町観光協会
- ・ (一社) 近江八幡観光物産協会
- ・ (一社) 東近江市観光協会
- ・ 日野観光協会
- ・ 竜王町観光協会
- ・ (公社) 彦根観光協会
- ・ (一社) 愛荘町観光協会
- ・ 豊郷町観光協会
- ・ 甲良町観光協会
- ・ (一社) 多賀観光協会
- ・ (公社) 長浜米原観光協会
- ・ (公社) びわ湖高島観光協会
- ・ (一社) 近江ツーリズムボード

※ (公社) びわ湖大津観光協会に加盟する以下の地域観光協会についても市町観光協会等と同様に取扱うこととする。

志賀観光協会、葛川観光協会、堅田観光協会、おごと温泉観光協会、坂本観光協会、滋賀観光協会、NPO 浜大津観光協会、膳所まちづくり委員会、瀬田川流域観光協会